

# ○可茂衛生施設利用組合公告式条例

昭和 35 年 6 月 27 日  
可茂衛生施設利用組合条例第 1 号

改正 平成11年 3 月31日組合条例第10号

(目的)

第 1 条 地方自治法第16条の規定に基づく公告式はこの条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例の公布しようとするときは公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の事務所前の掲示場及び組合構成市町村の庁舎前の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は規則に準用する。

(告示、訓令等の公布)

第 4 条 規則を除く外告示、訓令等を公布又は公表しようとするときは公布若しくは公表の旨の前文年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は前項の告示訓令等に準用する。

(管理者以外の機関の定める規則等の公布)

第 5 条 第 2 条の規定は議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他管理者以外の組合の機関の定める規則で公布を要するものに準用する。但し第2条中「管理者」とあるものは、「当該機関」又は「当該機関を代表する者」とよみ替えるものとする。

(施行期日)

第 6 条 条例規則又は管理者以外の組合の機関の定める規則等はそれぞれ当該条例規則等を以って特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 3 月31日組合条例第10号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。